

次世代道路網あり方委員会設置要綱

(設置)

第1条 さいたま市の道路網に関する計画の改定等に関し、専門的知識を有する者等から意見を聴取するため、次世代道路網あり方委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について意見聴取を行うものとする。

- (1) さいたま市道路網計画の改定に向けた検討に関すること
- (2) さいたま市道路整備計画の改定に向けた検討に関すること
- (3) さいたま市の道路網の交通量等のモニタリングに関すること
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 関係行政機関の職員
- 2 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 委員会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会長は、委員会の会議の議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、都市局都市計画部都市計画課又は建設局土木部道路計画課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和3年12月20日から施行する。